

職員の逮捕事案について

平成24年6月8日

総務部
建設部
上下水道局

I 事件の概要

1 捜査と逮捕、起訴

平成24年1月10日に当市上下水道局所属の大宮幸司主査（当時）から所属先である下水道整備課へ、法令に違反する行為で警察から任意の取り調べを受けている旨報告があり、自宅待機を命じた。

大宮主査への任意の取り調べは連日続けられ、市には捜査関係者から1月18日に対象となる工事名が伝えられた。また、併せて市関係職員への任意の事情聴取が断続的に続いた。

捜査関係者から、今回は「逮捕事案」となる可能性が大きい旨伝えられたため、1月25日の関係者打合せ会において、事件対応はコンプライアンス条例に基づく「公正職務委員会」において行っていくことが決定された。

1月27日に、「職員の詐欺行為」により主査が逮捕されるに至り、同日、市役所関係課に家宅捜索がはいり、書類等が押収され、2月17日に起訴されるに至った。

また、2月21日には、「収賄容疑」にて再逮捕され、3月12日に再起訴された。

なお、今回の件の逮捕事案が市の職務に関連した内容であったため、1月27日の逮捕日以降、公正職務委員会が中心となり、事件に関する内部調査及び再発防止策の検討を行ってきたものであり、また、捜査機関における徹底的な原因究明のため、市でもできる限りの捜査協力をってきたところである。

2 初回逮捕事案の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 被疑事件 | 職員の詐欺行為 |
| (2) 発生日時 | 平成20年4月30日 |
| (3) 発生場所 | 盛岡市内の金融機関 |
| (4) 被疑者 | 盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課
主査 (職名は当時) |
| (5) 逮捕年月日 | 平成24年1月27日 午後5時2分 |
| (6) 事件の概要 | 平成19年、建設部道路建設課に在籍当時、盛岡市から現金を詐取しようと企て、担当した街路工事「盛岡駅青山線街路築造その2工事」について、工事費を水増し発注し、盛岡市に工事代金を支払わ |

せたもの。他に関連企業2名の逮捕者がある。

(7) 工事の概要

- ・工事名称 「盛岡駅青山線街路築造その2工事」の概要
- ・工事の概要 当該工事は、都市計画道路盛岡駅青山線が国道46号と立体交差する（前九年1工区）の街路事業（延長L=418m 事業期間：平成10年度～19年度）のうち、前九年一丁目、二丁目地内の国道46号との立体交差部を含めた区間（276m）の街路築造工事を施工したもの
- ・工事の場所 盛岡市前九年一丁目外地内
- ・工事の期間 当初 平成19年5月23日～平成19年12月12日
第1回変更 ～平成20年3月17日（工期）
第2回変更 ～平成20年3月30日（金額・工期）
- ・当初契約額 66,478,650円（税込）
- ・最終契約額 85,332,450円（税込）（18,853,800円増額）
- ・契約の相手方 株式会社恵工業

3 再逮捕事案の内容

- (1) 被疑事件 収賄容疑
- (2) 発生日時 平成19年12月頃
- (3) 発生場所 盛岡市内
- (4) 被疑者 上下水道局上下水道部下水道整備課 主査 (職名は当時)
- (5) 再逮捕年月日 平成24年2月21日
- (6) 事件の概要 平成19年12月、盛岡市建設部道路建設課在籍当時、盛岡市が随意契約により約70数万円で発注した「街路用地整備工事」に関し、同工事の設計金額に関する情報を教示するなどし、発注先社員から有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、ビール券約200枚（約十数万円相当）の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を收受したもの。
- (7) 工事の概要 当該工事は、都市計画道路明治橋大沢川原線の街路事業で必要となつた大通三丁目の道路用地で、工事に着手するまでの管理のため、ガードレール及び単管パイプ設置工事を施工したもの。
工事は、平成19年12月から平成20年1月下旬で実施した。

4 事件経過

- 平成24年1月10日 から下水道整備課に連絡あり。1月7日から警察の事情聴取を受けているとのこと。
- 1月27日 逮捕（詐欺容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査、関係資料の押収。

1月29日 盛岡地方検察庁に送検。
2月13日 被害申告書提出 (「盛岡市職員の逮捕事案に係る被害申告書の提出について」 盛岡市長名 盛岡東警察署長あて)
2月17日 拘留期限。起訴 (公判請求)。
2月21日 再逮捕 (収容容疑)。記者発表。
本庁舎等の捜査、関係資料の押収。
3月12日 拘留期限。再起訴 (公判請求)
4月20日 恵工業元社員 初公判、結審
4月25日 , 協積産業元社員 初公判
4月27日 戒免職

5 公判の状況

(1) 詐欺事件の公判

- ・日 時 平成24年4月20日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 | に対する詐欺事件
- ・被告人 恵工業元社員
- ・求 刑 懲役2年 (弁護側は執行猶予付き判決を求めた)
- ・公訴事実 (起訴状より要約)

被告、|被告、|被告は、盛岡市が(株)恵工業に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際、市から現金を詐取しようと考
え、共謀の上、架空工事代金等を盛り込むため、単価等を過大に計上し、請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成
し、請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上、水増しされた請負金額 約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円
を振込入金させ、盛岡市から現金を詐取した。

・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において、|被告が起訴事実を認めたた
め、論告求刑が行われ、公判は結審し、次回公判で判決言い渡しが行われる予定。

・次回公判日程

平成24年6月8日

(2) 詐欺及び収賄事件の公判

ア 第1回公判

- ・日 時 平成24年4月25日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 | に対する詐欺等事件
- ・被告人 元盛岡市職員 | |
協積産業元社員 | |

・求刑 一

・公訴事実

(詐欺容疑) (起訴状より要約)

被告、**被告**、被告は、盛岡市が（株）恵工業に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際、市から現金を詐取しようと考え、共謀の上、架空工事代金等を盛り込むため、単価等を過大に計上し、請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成し、請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上、水増しされた請負金額 約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円を振込入金させ、盛岡市から現金を詐取した。

(収賄容疑) (※公判での起訴状朗読より要約)

平成19年12月、市役所において**被告**から、随意契約の見積書を提出させる際、70万円の設計金額を内報する謝礼であり、今後も同様の取り計らいを求めるものと知りながら、ビール券200枚、13万4,400円相当を、自己の職務に関し賄賂を受けた。

・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において、**被告**は起訴事実を認めた。

なお、**被告**の弁護側が、検察側の証拠の一部に同意しなかったため、論告求刑等を含めた審理は、次回公判以降行われることとなった。

また、**被告**については、弁護側が詐欺事件について争わないとしたため、次回公判で論告求刑が行われることとなった。

イ 第2回公判（**被告**に係る第2回公判）

・日時 平成24年5月18日 午後1時30分

・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷

・被告人 協積産業元社員

・公判の概要

論告弁論が行われ、検察側から**被告**に対し、懲役2年6月が求刑された。（弁護側は執行猶予付きの判決を求めた。）

※次回公判 7/3（火） 10:00（判決言い渡し）

ウ 第3回公判（大宮被告に係る第2回公判）

・日時 平成24年5月22日 午後3時30分

・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷

・被告人 元盛岡市職員

・公判の概要

弁護側から、市職員の供述調書が証拠として提出され、次回は証人尋問、被告人質問、論告弁論（求刑）が行われ、結審の予定。

※次回公判 6/29（金） 10:00

6 職員の処分

(1) 被告の処分

平成24年2月17日付で起訴されたことによる休職処分を行った。

また、起訴事実に関し、平成24年4月25日に行われた詐欺等事件の公判において、被告である被処分者が詐欺及び収賄について認めたことから、平成24年4月27日付けで懲戒免職処分とした。

(2) 関係職員の処分

関係職員の処分については、今後の公判の状況を見ながら、厳正な対応を行うものとする。

7 指名停止措置

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づき、次の措置とした。

- ・(株)恵工業 (指名停止期間 H24.4.1~H24.11.30 (8月))
- ・協積産業(株) (指名停止期間 H24.4.1~H24.12.31 (9月))

II 事件対応について

1 調査体制について

容疑者の逮捕が確実視される中、今後の対応については、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく、公正職務審査会及び公正職務委員会において検討することを、平成24年1月25日の関係者打ち合わせ会において確認した。

(1) 公正職務委員会

第一回委員会は1月27日の 容疑者の逮捕日での開催となったが、以降必要に応じ開催した。

なお、内部調査の実施及び再発防止策の検討を行うため、委員会の体制見直しを行った。

- ・内部調査部会及び再発防止検討部会の設置 (委員長決裁)
(内部調査部会) 総務部次長、財政部次長、職員課、契約検査課
(再発防止部会) 建設部次長、都市整備部次長、上下水道部次長及び所属各課
- ・委員の拡大 (組織規則及び委員会規程の改正)
(現行) 委員長 川村副市長
委員 市長公室長、総務部長、財政部長、会計管理者
(新たな委員を任命)
委員 細田副市長、上下水道事業管理者、建設部長、上下水道部長
- ・施行日 平成24年2月1日

(2) 公正職務審査会

外部の有識者からなる公正職務審査会を開催し、逮捕事案の内容を説明するととも

に、再発防止に向けた取組等について意見を聞いた。

2 内部調査の実施

(1) 事務執行体制についての調査

①事務執行体制についての聴き取り及び事情聴取の状況の聴き取りの実施（約40名）

②関係職員からの聴き取りの結果、以下のことが確認された。

- ・設計積算・監督職員を同一の職員が執行している場合が多いため相互チェックが機能しにくい。
- ・工事の発注時期が集中することなどにより、短期間で決裁となっていることから、チェック体制が十分に機能していなかった。
- ・業者との関係における公務員倫理の徹底が不足していた。
- ・担当課発注工事において、業者選定理由を含め、市民への発注状況の説明、透明性を高める対応が不十分であった。

(2) 他の工事発注の状況調査について

市がこれまで行ってきた工事発注について、市に文書が残っている平成22年度文書を中心に、次の点に着目し、同様な不適切事案がないか調査を行った。

調査結果は、次のとおりとなっている。

・逮捕事案に関する業者への発注分について

平成22年度の対象工事6件について、変更契約を含めた設計内容、見積単価を含めた積算内容及び現地確認の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

・担当課の工事契約（随意契約）について

平成22年度の複数受注数の多い対象工事24件の内、押収されている2件を除く22件について、見積単価を含めた積算内容等の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

(3) 公判の状況を受けた内部調査

ア 4月20日及び4月25日の公判の状況を受け、次の内部調査を実施する。

①関係職員からの聴き取り調査

逮捕事案に関し、組織的な関与があったかどうか、また、工事発注に際し、正規な手続きを取らずに別の工事費を含めるなどの不適切な事務執行が行われていたかどうかについて関係職員から聴き取り調査を行っており、併せて、担当課発注の工事に係る情報管理の問題点について、引き続き、市としての事実確認を進めていく。

②工事関係図書に係る調査

次により、適切な手続きを経ずに実施した工事の有無について、工事関係図書の調査を実施する。

- ・道路建設課については、平成13年度から22年度までの過去10年間の工事について調査することとし、現在、書類が残っている工事に対する調査に着手している。また、押収書類の還付については、警察と相談を行っており、還付され次第、速やかに調査することとしているが、判決後でなければ還付されない書類

については、判決後に調査を行うこととしている。調査は、年内を目途に中間報告を行うよう取り進め、年度内には取りまとめることとする。

・道路建設課以外の調査については、平成22年度から過去5年を先行しながら、平成13年度までの過去10年間の調査を実施することとし、調査は、平成22年度から過去5年間について、年内を目途に中間報告を行うよう取り進め、年度内に取りまとめることとする。

イ 5月18日及び5月22日の公判の状況を受け、次の内部調査を実施している。

①関係職員からの聴き取り調査

公判で証拠として提出された職員の供述調書の中で、工事費の水増しに含まれている正規な工事発注に依らない工事に関する組織的関与が示されたことから、訴訟記録（写）の交付を受け、職員の供述調書の内容確認や関係職員から確認するための聴き取りを行っている。

②逮捕事案に係る類似事例調査の実施

公判の中で「市のずさんな工事監理体制や隠ぺい体質」が指摘されていることを受け、職員に対する全庁的な調査を開始した。

[調査概要]

- ・調査対象職員 一般事務職及び一般技術職に該当する全職員（資格職及び技能労務職は除く。）
- ・調査期間 平成24年5月28日から平成24年6月8日まで
- ・調査項目 「正規の契約に依らない建設工事」、「工事発注に係る設計金額等の情報漏えい」及び「請負業者等の利害関係者からのビール券などの金品の受け取り」の事実の有無について、自らが行ったことがあるかどうか、また、他の職員が行ったことを聞いたことがあるかどうかについて、その内容を含めた調査票による調査
- ・調査対象期間 平成13年度から平成23年度における事案を対象

3 調査内容の報告

これまでの公判の内容や職員からの聴き取り、供述調書の確認により得られた現段階での調査結果は次のとおりである。

(1) 工事費の水増しに含まれている正規な工事発注に依らない工事の実態

ア 平成19年度に施工された北山の県立盲学校（現 県立視覚支援学校）付近の側溝工事の経緯

（※この北山の側溝工事については、公判や供述調書では、「修繕工事」、「設置工事」など複数の表現が使われているが、以下「北山の側溝工事」とする。）

・北山の側溝工事は、平成17年度に施工された「梨木町上米内線閑連歩道設置工事」（県立盲学校（現 県立視覚支援学校）の北側に歩道及び道路側溝を新設する工事として施工されたもの）について、施工完成後の平成18年度に道路管理課に引継ぎを行った際に、路面排水等に不具合があり、引継ぎができなかつたことから懸

案事項となっていたものである。

- ・平成19年度に県立盲学校（現 県立視覚支援学校）から、水が溜まるなどの要望を受けたため、改善策について街路係内において検討がされた。
- ・設計金額の水増しは、盛岡駅青山線街路築造その2工事の予算に余りが出そうであるとの見込みが立ったことから、L型側溝から自由勾配側溝（可変側溝）に入れ替えるための北山の側溝工事のほか、私的に利益を得るために架空の工事費を含めるために大宮被告が考え、業者に持ち掛ける形で行われた。
- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負額が変更された際、設計金額の水増しが行われた。
- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事は完成し、工事完成検査が行われ、同年4月に水増し分を含んだ請負代金額が市から支払われた。

イ 北山の側溝工事について関係職員の供述調書等から確認された事項

[事件の動機、背景]

- ・被告は、平成19年当時、住宅ローン等で家計が苦しく、生活費としてお金が欲しかったことから、協積産業に利益を上げさせ、そのお礼としてビール券をもらい、換金して生活費に充てたかった。
- ・北山の側溝工事の不具合のため、道路管理課に引継ぎができないままの状態となっており、改善について要望も寄せられていた。

[水増しの理由]

- ・以前から付き合いのある協積産業に恵工業から架空の工事を発注させ、利益を上げさせたことに対するお礼としてビール券をもらうため
- ・街路係の懸案事項となっていた北山の側溝工事を恵工業を通して施工させるため

[組織的関与]

所属長（当時）

- ・北山の側溝工事について、側溝の勾配等の問題があり、水が溜まってしまうため、補正の必要があったということで、受注業者に瑕疵担保責任で修理をお願いすればいいという程度のものという認識であった。側溝全体を工事し直すような指示を出したことはない。
- ・設計金額の水増しをする者がいるとは思っておらず、盛岡駅青山線街路築造その2工事の変更工事設計書の記載内容が適正であると判断し、決裁した。

課長補佐以下（当時）

- ・平成20年3月5日付けの盛岡駅青山線街路築造その2工事の増額変更伺について、北山工事の施工費用が水増しされていることを了承しながら決裁した。
- ・街路係の懸案事項であった北山の側溝工事の費用を捻出するため、不適切な会計処理で施工したことは、課長及び課長補佐の默認があったことからできたことであり、課の総意としてやらせたことと言えると思う。
- ・課長も報告を受け黙認していたが、次長以上には報告していないはずである。
- ・被告から側溝工事の提案を受け、工事を任せたものだったが、結果的に黙

認した。

- ・街路係の会議の場で北山の側溝工事の話が出されており、街路係の認識として、盛岡駅青山線街路築造その2工事の費用を水増として、北山の側溝工事を施工させると分かっていたはずである。

(2) 内部調査により確認された事項

- ・北山の側溝工事が正規な手続きに依らずに19年度に施工され、その工事費を盛岡駅青山線街路築造その2工事の設計金額の水増し分に含めることについては、当時の道路建設課として組織として決定し指示したものではないが、被告の提案を受け、結果として「黙認」という形で不適切な工事発注に係る事務執行を許してしまったと思料される。
- ・なお、水増し分にビール券により私的に利益を得るための架空の工事費が含まれていることについては、被告は道路建設課の職員に話をしておらず、道路建設課の職員も架空工事については承知しておらず、現に承知していれば決裁しなかったと供述している。

(3) 収賄事件に関する事実確認について

収賄事件については、起訴状を始め、訴訟記録（写）の交付を受けることができないことから、引き続き、公判で明らかにされる内容や関係職員からの聴き取り、現在行っている全庁調査の検証を進めながら、事実確認を進め、適切かつ厳正な対応を行っていく。

III 再発防止に向けた取組

1 実施済みの取組（平成24年2月24日付依命通達）

工事及び業務委託の発注等に係るチェック体制として、次の体制とする。

- (1) 設計書を作成する前に、工事内容及び契約方法について、担当職員と担当係長が所属長と課長補佐に説明し、確認をとる。
- (2) 作成した設計書は、担当係、他係などにおいてダブルチェックする。
- (3) 工事における協議、指示及び承諾事項等については、設計変更の必要性と変更金額をその都度、判断し、決裁を得る。
- (4) 変更設計が必要と判断した場合は、変更内容及び変更理由などについて、担当係、担当係長が所属長、課長補佐に説明し、確認をとる。

2 工事等に係る事務改善計画の策定

- (1) 「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用について」を策定し、適正な事務執行体制について全庁に周知徹底を図った。
- (2) 公判の状況を受けた改善策について
公判の状況を受け、全庁に対し、随意契約に係る適正な事務執行に向け、次の事項

の徹底を図った。

・見積徴収事務においては、当該工事の担当係以外の係が担当すること。

・執行者は、複数とし、実施伺いにおいて執行者名を明記すること。

(平成24年5月2日付け「随意契約における複数での事務執行の徹底について」

周知)

・公益通報制度について、契約業者に対する周知徹底を図る。

3 職員の倫理規程等の制定

(1) 職員倫理規程及び職員服務ハンドブックの策定

職務執行に係る収賄事件であることを厳粛に受け止め、利害関係者からの金銭・物品等の贈与禁止、酒食等のもてなしの禁止や無償での役務の提供を受けることの禁止など、倫理保持のための具体的なルールを定めた「盛岡市職員倫理規程」及び「職員服務ハンドブック」を制定し、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底を図った。

4 職員の意識改革

平成24年度から、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「盛岡市職員倫理規程」に基づき、新採用職員や中堅職員、係長級職員を対象とした全ての階層別研修において、コンプライアンス研修を実施するともに、部課長会議や管理者を対象とした特別研修において「工事等に係る事務改善計画」及び「職員倫理規程」の周知と職場における取組の徹底を図っている。

・職員研修等の実施

平成24年4月10日 新採用職員研修

4月12日 部課長会議

4月18日 監督員研修（契約検査課）

4月18日 庶務担当者研修

4月20日 管理職等特別研修

4月24日、5月1日

「工事等に係る事務改善計画の運用」に対する工事担当課の課長への説明会

4月26日、27日 非常勤・臨時職員研修

5月16日 キャリア開発研修（30歳）

5月18日 キャリアプランフォローアップ研修（40歳）

6月1日 新任係長研修

6月6日 中級職員研修

・このほか、職場ごとに、職場の全職員を対象とした服務に関する職場ミーティングを、月1回以上実施することとしている。

IV 今後の対応

1 公判への対応

今後予定されている公判の状況を見ながら、必要な対応を行っていく。

2 損害賠償請求

(1) 損害賠償等についての申入れについて

被告から弁護人を通じて、盛岡市による損害賠償額が確定後、その支払いに応じることを前提に、その内入れとして50万円を市に支払う旨の申入れがあった。

(2) 今後の対応

損害賠償請求については、今回の逮捕事案が市の発注工事に係る事件であることから、市民の利益の保護の観点からも必要なものであり、公判での事実確認等により被害額を確定させるなど、状況に応じて検討し、対応を行う。